

＜指定排水設備工事店の新規指定申請手続＞

名古屋市内において排水設備の新設、改造、修繕等の工事を行うには、名古屋市下水道条例第12条の2第1項に基づき、名古屋市上下水道局から指定を受ける必要があります（手数料徴収有）。この指定の有効期間は5年であり、有効期間満了前に更新手続を取らなかった場合、自動的に指定が失効します。

1 提出書類

(1) 「指定排水設備工事店指定申請書」（第1号様式）

すでに名古屋市指定給水装置工事事業者の指定を受けている場合は、その指定番号を記入してください。

(2) 「誓約書」（第2号様式）

指定排水設備工事店申請者が、指定排水設備工事店規程第3条第4号ア及びイのいずれにも該当しない者であることを誓約するものです。

(3) 「責任技術者名簿」（第3号様式）

(4) 「機械器具調書」（第4号様式）

管の切断用の機械器具、管の加工用の機械器具、接合用の機械器具、測量用の機械器具又は掘削用の機械器具をご記入ください。

(5) 「事業所の付近見取図」（第5号様式）

2 添付書類

書類	個人	法人	備考
住民票の写し	○	—	個人番号の記載のないもの
登記事項証明書（現在事項全部証明書ないし履歴事項全部証明書）	—	○	
定款の写し	—	○	
責任技術者証の写し	○	○	責任技術者全員分
外観等の写真（デジタルカメラで撮影したものを印刷したもので可）	○	○	看板等、営業の実態が確認できるものが写るように（※）

※ 指定工事店の事業所の所在地として届け出ることができるのは、実質的に指定工事店の事業所としての実態を備えた営業拠点でなければなりません。

実質的な指定工事店の事業所としての実態を備えた営業拠点ではない場所を指定工事店の事業所の所在地として届け出ることにはできません。（例：

届け出られた場所が更地である場合は指定工事店の事業所の所在地として届けることができない。)

なお、**事業所の所在地は愛知県内に限られます。**

3 注意事項

- 毎月25日までに申請書類を提出していただければ、その翌月中旬に説明会を行います。説明会の日時等は、事前にFAX等でご連絡します。
- 説明会の当日には、必ず愛知県排水設備工事責任技術者（1名以上）が出席して下さい。（当日出席する排水設備工事責任技術者は運転免許証等の身分証明証をお持ちください。責任技術者が貴工事店に専属していることを確認するため、本人の身分確認を行います。）
- 説明会に出席し、説明を受けていただくと、指定証を交付し、指定することになります。説明会に出席されない場合は、指定することができません。

4 手数料

指定手数料が10,000円必要です。

5 有効期限

指定を受けた日から5年間有効です。引き続き指定を受けたい場合には指定の更新が必要です（更新手数料が7,000円必要です。）。

6 申請先(郵送または持参)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市上下水道局営業課事務係

電話 052-972-3736 FAX 052-972-3676

【令和5年10月以降】

名古屋市熱田区一番三丁目2番44号

名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室

電話 052-228-2611